

第6回若葉区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成18年2月25日(土)

10:00~12:00

場 所 若葉保健福祉センター3階会議室

次 第

1 開 会

2 議 事 (議事進行 花島委員長)

(1) 若葉区地域福祉計画案について

パブリックコメントの結果及び計画への反映(事務局説明)

.....資料1

計画の推進について(事務局説明)

.....資料2

意見交換・計画決定

(2) その他

今後のスケジュール等について(事務局説明)

.....資料3

3 閉 会

パブリックコメントにより提出された意見の概要(抜粋)

若葉区地域福祉計画策定委員会検討用

平成18年2月25日(土)

若葉区地域福祉計画に反映するかどうか検討を要する意見	市の考え方(案)
市計画 第1章について(計画の目的、策定の視点、行政・住民の役割)	
<p>中間とりまとめ2ページ 地域福祉を推進するにあたって「自助、共助、公助」を基本とされており、自助を 5 「自分のことは自分でする」と説明されておりますが、これは誤解のないように「出 来る人は、あるいは「出来る範囲内で」の注釈を加えるべきではないでしょうか。し たくとも出来ない人々も住民です。</p>	<p>市計画の記述は、「自分のことはできる範囲で自分で行うこと」とする意向。 各区計画の「自助・共助・公助」の記載については、市計画と整合を図り、ご 意見のとおり修正する。</p>

(若葉区計画案での該当箇所 6ページ)

<p>修正前 5 区計画と市計画の関係 区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対する自助(区民自ら行うこと)、共助 (地域社会が共同して行うこと)を中心とした地域住民の参加と活動の計画であり、今 後、地域で取り組んでいくものを提案しています。 策定当初から多くの区民の参加を得て、自ら課題設定や解決策の検討を行ったこと から、区民の生の声が計画に反映されています。 一方、市計画は、地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、市民 の行う地域活動(自助、共助)を側面から支援し、活動しやすい環境を整備するなど の公助(行政が行うこと)を中心とした計画です。</p>	<p>修正案 下線部を(できる範囲で区民自ら行うこと)に修正する。</p>
---	--

(若葉区計画案での該当箇所 59ページ1～3行目)

<p>修正前 私たちは、いまこそ地域住民の参加をベースに、自助(個人で出来ること)、共助(地 域ですること)、公助(行政がすること)の総力を挙げて、この地域福祉計画の実現に 向けて取り組んでいきたいと思ひます。</p>	<p>修正案 私たちは、いまこそ地域住民の参加をベースに、自助(できる範囲で区民自 ら行うこと)、共助(地域社会が共同して行うこと)、公助(行政が行うこと)の 総力を挙げて、この地域福祉計画の実現に向けて取り組んでいきたいと思ひ ます。</p>
--	--

若葉区地域福祉計画に反映するかどうか検討を要する意見		市の考え方(案)
区計画全般について		
1	<p>中間とりまとめ20ページ 6 その他 表紙 策定主体として「千葉市」と明記を。 区地域福祉計画(案)は策定主体が明記されていません。対して、千葉市地域福祉計画(案)は表紙に「千葉市」で明記されています。こちらにも、「千葉市」と明記すべきではないでしょうか。この計画に対してだれが責任を負うのか、明確でないと、「絵に描いた餅」に終わってしまいかねませんから。</p>	各区の整合を図り、「千葉市」と明記する。

(若葉区計画案での該当箇所 表紙)

修正前 策定主体としての「千葉市」の記載なし	修正案 策定主体としての「千葉市」を記載する
---------------------------	---------------------------

若葉区地域福祉計画に反映するかどうか検討を要する意見		市の考え方(案)
区計画全般について		
5	<p>中間とりまとめ34ページ その他地域福祉計画は住民の協力無くしては成り立ず、住民に容易に理解される内容でなければ作成する意味をなさない。 これだけのボリューム、表現、多彩な項目は整理し、シンプルにする必要がある。 地域福祉計画は市民、住民が理解できる内容であることが必要である。 そのため、出来得る限り、規模がシンプルで文章が明快であることが必要となる。 原案は、規模が大きく、行政の責任の範囲と、市民に期待する内容が、混ざると記載されていることも理解が難しい一因である。</p>	絵や写真を掲載するとともに、多くの区民に地域福祉計画を知り、理解してもらうためにも、概要版(PR版)を作成していきたい。
17	<p>中間とりまとめ36ページ 読んでいてとにかく疲れます。文章が多く、非常にボリュームがあり、内容の詳細について理解することが難しい気がします。お年寄りや障害をお持ちの方も拝見されることを考えると、絵や写真などを交える、また文章表現を簡潔にして、難しい用語などにも注釈などを加えるなど、もう少し読みやすく、わかりやすくする工夫が必要ではないでしょうか。</p>	上記と同様

「第3章 計画の実現に向けて」

..... 中 略

3 若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

(1) 区の地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

(2) 同協議会は、区計画に関する情報の拠点として、情報交換を通じて計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握と推進に向けた検討
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

.....など

(3) 委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

【 参 考 】**行政が考える各区共通の考え方（平成18年2月現在）**

1 委員について

- (1) 人数は20名以内 区内在住または在勤
- (2) 任期は2年。再任を妨げない。
- (3) 交通費を含め無償とする。

2 委員の選定について

カテゴリー枠を設ける。(緩やかな基準で)

ア 地域住民 5名

イ 福祉活動者 10名 町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会
老人クラブ、ボランティア団体、NPO

ウ 社会福祉事業者 若干名 高齢者・障害者・児童関連施設
福祉関連民間事業者

計画の継続性を担保する観点から、フォーラム委員からの推進協議会への参加希望を募る。

地域住民のうち、2名は公募とする。

